

## 【埋立ての申請の流れについて】

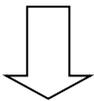
### 1 事前相談

工事の内容により、環境保全課以外の窓口への申請が必要な場合があります。  
事前に余裕をもってご相談ください。相談には予約をお願いいたします。

予約は、平塚市役所 環境保全課 環境対策担当  
☎ 23-9969（直通）へ

※他の法令（条例を含む。）の規定による許可、認可等を受けたり、届出等をしたる埋立て等は対象外です。

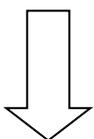
ただし、森林法第10条の2第1項による許可を受けたもの、又は農地法第4条第1項若しくは同法第5条第1項の規定による許可を受け、若しくは届出をして行うものは、併せて許可申請が必要です。該当する場合は、相談は同時に、申請は森林法又は農地法の許可・届出の後に行ってください。



### 2 申請 ※施工前の現地確認を行います。必ず工事着手前に余裕をもってご申請ください 次の添付書類を添えて、「埋め立て許可申請書」「埋立て等に係る標識（写し）」を提出してください・

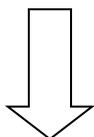
- (1) 位置図
- (2) 事業主が法人の場合は法人登記簿謄本又はその写しを証明する書類、及び印鑑登録証明書（事業主が個人の場合は、住民票の写し）
- (3) 事業主と工事施工者、土地所有者等との埋立て等に関する契約書の写し又はこれに代わるもの
- (4) 埋立て等に係る土地の登記簿謄本、公図の写し
- (5) 仮登記権者又は抵当権者等担保権者の同意書（仮登記、抵当権等設定のある場合）
- (6) 埋立て等に係る土地と他の土地との境界確定図  
（道路・水路に隣接している場合はそれらの境界査定図）
- (7) 森林法第10条の2第1項の許可に係る許可書の写し、又は農地法第4条第1項若しくは同法第5条第1項の許可に係る許可書の写し  
もしくは、届出済票などの届出をした旨を証する書類の写し
- (8) 現況図・計画図 ※注1
- (9) 擁壁等工作物の平面図及び構造図（擁壁等を設置する場合）
- (10) 土砂等の搬出入経路図（搬出元から搬入先まで）
- (11) 土質分析結果を証する書類（搬出元が土壌汚染地域の場合や建設残土を使用する場合）
- (12) 工程表
- (13) 標識の写し

※申請内容により、不要なものや、これらの以外の添付書類を提出していただくことがあります。



### 3 現地調査

環境保全課職員が現地調査を行い、写真撮影などを行います。



### 4 許可決定

申請書や添付書類、現地調査の結果を判断し、「埋立て等許可（不許可）決定通知書」を申請者に送ります。

決定通知書には、「指令番号」と「年月日」が記載されています。この「指令番号」が標識に記載する「許可番号」と「許可年月日」です。

「指令番号」→「許可番号」

「決定通知書に記載の年月日」→「許可年月日」

許可決定通知書と併せて「埋め立て等完了届出書」の様式を送ります。  
工事完了の際に必要なとなりますので、保管してください。

次の完了届の際に、「工事着手前」「施工中」「完了時」の写真を添付していただきます。忘れずに撮影をお願いします。注意は別紙へ。

### 5 着工

工事の途中で、申請内容に変更が生じた場合は、ご連絡ください。

変更する内容に応じて、「埋立て等変更届出書」又は「埋立て等変更許可申請書」を提出していただきます。



### 6 完了届

工事完了後、7日以内に「埋め立て等完届出書」を提出してください。

その際、「工事着手前」「施工中」「完了時」の写真を添付してください。



### 7 現地調査

再度、環境保全課職員が現場調査をします。計画図などに基づき、施工状況を確認します。

申請者や施工者の立ち合いをお願いする場合があります。



### 8 適合通知の送付

現地調査の結果、申請に基づき施工されている事が確認できたら、「埋立て等に係る許可内容適合通知書」を送付します。以上で埋め立て申請は完了となります。

【別紙】

完了届に添付する現場写真についての注意

写真は、遠景と近景の両方を撮影した、鮮明なものをご用意ください。埋め立てる広さや高さなどの数値が分かるように、基準になるものと一緒に撮影してください。

1 工事着手前写真

- ・申請地の全体をカバーしてください（例：周囲の4方向から撮影するなど）。
- ・既存の境界杭などは、それぞれ着手前・完了時に撮影してください。

2 施工中写真

- ・擁壁などの構造物を施工する場合は、根入れ部分が確認できる写真を撮影してください。
- ・上層と下層で異なる土を搬入する場合は、それぞれの層で路盤高が確認できるように撮影してください。

3 完了時写真

- ・施工前写真と同じポイントから撮影してください。
- ・着手前に撮影した既存の境界杭などは、完了時にも撮影してください。
- ・盛土高、のり面の傾斜（30度未満であること）が分かる写真を撮影してください。